

江東区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）に対応して、事業譲渡に係る手続きの整備を行うとともに、規定を整備するため、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

- (1) プールの経営者が必要に応じて円滑かつ簡便に事業譲渡を行えるよう、相続・合併・分割の場合と同様に、事業を譲り受けた者は、新たな許可の取得を行うことなく、経営者の地位を承継することとする。（第3条の2関係）
- (2) その他規定を整備する。

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

江東区プールの衛生管理に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第3条の2 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第12条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第3条の2 前条第1項の規定によりプールの<u>経営</u>の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)が当該プールの<u>経営を譲渡し、又は許可経営者</u>について相続、合併<u>若しくは分割</u>(当該プールの経営を承継させるものに限る。)があったときは、<u>当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人</u>(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、<u>その者</u>)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の江東区プールの衛生管理に関する条例第3条の2の規定は、この条例の施行の日前に江東区プールの衛生管理に関する条例第3条第1項に規定するプールの経営の許可を受けた者から当該プールの経営の譲渡があった場合における当該プールの経営を譲り受けた者については、適用しない。</p> <p>3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>